平成２７年（フ）第１６１３号
名古屋市天白区植田山３丁目1701番地（クレール東山205号）
破産者　宮庄　　貴
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４６号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目２番36号ヴェリテ永和駅前102号室、開始決定時大阪府東大阪市長栄寺５番21号
破産者　吉田　武彦
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６５７号
大阪市中央区東平２丁目３番４号　クラビス上町台802
破産者　山本　慶輝
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７３９号
大阪市西淀川区御幣島２丁目６番30号
破産者　窪田　行**德**
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８８号
大阪市中央区南船場１丁目５番13―1105号、開始決定時大阪市北区樋之口町１番20―3716号
破産者　和田栗一良
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０１９号
大阪府豊中市長興寺南３丁目９番２―101号
破産者　堀井達王亨
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４８７号
大阪府寝屋川市明和１丁目22番18号、開始決定時大阪府四條畷市大字蔀屋396番地の14
破産者　ヴァンクールこと喫茶フェローこと　奥　　弘毅
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３１号
大阪府枚方市村野東町44番９号
破産者　竹内　憲也
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３２号
大阪府枚方市村野東町44番９号
破産者　竹内耕実子
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６１０号
大阪府豊中市熊野町４丁目10番５―306号
破産者　明石　圭右
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６１９号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―917号
破産者　崎山　　清
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６２０号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―917号
破産者　崎山　豊子
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６４１号
大阪府豊中市岡上の町３丁目５番14―402号、前住所兵庫県尼崎市昭和通４丁目124番地尼崎スカイハイツ702号
破産者　ファッションギャラリーエリナこと　辻本　義通
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７３０号
大阪市北区西天満１丁目５番10号　メゾンドマサ　201号室
破産者　村本　雅信
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８９４号
大阪府茨木市上中条２丁目12番41号　リヴェール茨木302号
破産者　ＶＩＲＥＤこと　棚田　明子
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０号
大阪府河内長野市木戸西町２丁目２番25―310号、前住所大阪府河内長野市大矢船西町２番４―203号
破産者　北島　秀治
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６６号
堺市美原区平尾2828番地２
破産者　辻野　裕亮
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１０号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷270番地　福本方南棟東号室
破産者　瀬戸宇治さおり
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部